住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を池田市から家主さんに支給します。

○仕事を辞めてから／事業を止めてから２年以内の方
○休業等（※）により収入が減って、家賃を払えなくなりそうな方/住む家がない方

※雇用先によるシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるもの

●自営業者の方は、給付金を受けながら事業再生のための活動ができる場合もあります

住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

●主な給付要件チェックリスト

項　　目	チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	□
資産が一定額以内、かつ、収入基準額を超える収入を得ていませんか？ ≪池田市の場合≫	□
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	□

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
同一世帯の人の金融資産（預貯金）の合計額	50.4万円以下	78万円以下	100万円以下	100万円以下	100万円以下
同一世帯の人の収入の合計月額（収入基準額）	12.3万円以下	17.7万円以下	22.3万円以下	26.5万円以下	30.6万円以下
支給する家賃の上限額	3.9万円	4.7万円	5.1万円	5.1万円	5.1万円

◆お問い合わせ　暮らし応援窓口いけだ
〈受付日時：月曜～金曜日の8時45分～17時15分（祝日を除く）〉
池田市福祉部生活福祉課（電話072-752-1316/072-754-6251）

あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

① 離職・廃業
② 休業等による収入減少

②

③ シフト減少（※）
④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

①

③

いいえ

はい

公共職業安定所等での求職活動

経営相談先から就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先での経営相談

自立に向けた活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

公共職業安定所等での求職活動

1.公共職業安定所等への求職申込み
2.自立相談支援機関での相談
（月４回以上）
3.公共職業安定所等での職業相談
（月２回以上）
4.企業等への応募
（原則週１回以上）
5.プランに沿った活動（家計相談など）

経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

1.経営相談先への相談申込み
2.自立相談支援機関での相談
（月４回以上）
3.経営相談先での経営相談
（原則月１回）
4.給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組
（月１回以上）
5.プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。